金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日は、令和三年十一月一日とする。

内閣総理大臣　菅　義偉
総務大臣　武田　良太
法務大臣　上川　陽子
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　野上浩太郎
経済産業大臣　梶山　弘志
国土交通大臣　赤羽　一嘉

金融商品の販売等に関する法律施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年六月二日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第百六十二号

金融商品の販売等に関する法律施行令等の一部を改正する政令

内閣は、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律（令和二年法律第五十号）の施行に伴い、並びに同法附則及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（金融商品の販売等に関する法律施行令の一部改正）

第一条　金融商品の販売等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

金融サービスの提供に関する法律施行令

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章　総則（第一条）
第二章　金融商品の販売等（第二条―第十四条）
第三章　金融サービス仲介業
　第一節　総則（第十五条―第二十九条）
　第二節　業務（第三十条―第三十八条）
　第三節　認定金融サービス仲介業協会（第三十九条）
　第四節　指定紛争解決機関（第四十条―第四十二条）
　第五節　雑則（第四十三条―第四十八条）
第四章　犯則事件の調査等（第四十九条）
附則

第一章　総則

第十三条中「第九条第三項」を「第十条第三項」に改め、同条を第十四条とする。

第十二条中「第九条第一項ただし書」を「第十条第一項ただし書」に改め、同条を第十三条とする。

第十一条第一項中「第三条第七項第一号」を「第四条第七項第一号」に、「以下」を「次項において」に改め、同条第二項中「法第三条第一項に規定する」及び「（以下「金融商品の販売等」という。）」を削り、同条第三項中第十三号を第十四号とし、第一号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一　法第三十一条第二項

第十一条を第十二条とする。

第十条中「第三条第六項ただし書」を「第四条第六項ただし書」に改め、同条を第十一条とする。

第九条中「第三条第五項第七号」を「第四条第五項第七号」に改め、同条第一号中「第五条第一号」を「第六条第一号」に改め、同条第二号中「第五条第二号」を「第六条第二号」に改め、同条を第十条とする。

第八条中「第三条第四項第一号」を「第四条第四項第一号」に改め、同条を第九条とする。

第七条中「第三条第四項第一号」を「第四条第四項第一号」に、「第五条第二号」を「第六条第二号」に改め、同条を第八条とする。

第六条中「第三条第三項」を「第四条第三項」に改め、同条第二号中「第八条」を「第九条」に改め、同条を第七条とする。

第五条中「第二条第一項第十一号」を「第三条第一項第十一号」に改め、同条を第六条とする。

第四条中「第二条第一項第十号」を「第三条第一項第十号」に改め、同条を第五条とする。

第三条中「第二条第一項第四号」を「第三条第一項第四号」に改め、同条を第四条とする。

第二条中「第二条第一項第三号」を「第三条第一項第三号」に改め、同条を第三条とする。

第一条中「この政令」を「この章」に改め、「「顧客」」を削り、「金融商品の販売等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項から第四項まで又は第九条第一項」を「法第三条又は第十条第一項」に改め、「、顧客」を削り、同条を第二条とし、同条の前に次の一条及び章名を加える。

（定義）

第一条　この政令において「預金等」、「保険契約」、「有価証券」、「市場デリバティブ取引」又は「外国市場デリバティブ取引」とは、それぞれ金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号。以下「法」という。）第二条に規定する預金等、保険契約、有価証券、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引をいう。

第二章　金融商品の販売等

本則に次の二章を加える。

第三章　金融サービス仲介業

第一節　総則

（定義）

第十五条　この章において「金融サービス仲介業」、「預金等媒介業務」、「保険媒介業務」、「有価証券等仲介業務」、「貸金業貸付媒介業務」、「金融サービス仲介業者」、「認定金融サービス仲介業協会」又は「金融サービス仲介業務」とは、それぞれ法第十一条第一項から第八項までに規定する金融サービス仲介業、預金等媒介業務、保険媒介業務、有価証券等仲介業務、貸金業貸付媒介業務、金融サービス仲介業者、認定金融サービス仲介業協会又は金融サービス仲介業務をいう。

（預金等媒介業務を行う者から除かれる者）

第十六条　法第十一条第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　農業協同組合法第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者

二　農業協同組合法第九十二条の三第三項の規定による届出をして同法第九十二条の二第二項に規定する特定信用事業代理業を行う同法第九十二条の三第一項に規定する銀行等

三　水産業協同組合法第百六条第三項に規定する特定信用事業代理業者

四　水産業協同組合法第百七条第三項の規定による届出をして同法第百六条第二項に規定する特定信用事業代理業を行う同法第百七条第一項に規定する銀行等

五　協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者

六　協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の六十一第三項の規定による届出をして協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第二項に規定する信用協同組合代理業を行う同法第六条の四に規定する信用組合等

七　信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者